

(証券コード：9446)  
2020年12月9日

株 主 各 位

名古屋市中区千代田五丁目21番20号  
株式会社サカイホールディングス  
代表取締役社長 肥 田 貴 將

## 第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2020年12月24日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

### 【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2020年12月24日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

### 【インターネットによる議決権の行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.e-sokai.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、2020年12月24日（木曜日）午後5時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、60頁の「インターネットによる議決権行使のためのシステム環境等について」をご確認くださいようお願い申し上げます。

### 【重複行使の取扱い】

議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとしていただきます。

また、インターネットで議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2020年12月25日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 名古屋市中区千代田五丁目21番20号（エスケーアイファーストビル）  
株式会社サカイホールディングス 本社5階会議室  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第30期（2019年10月1日から2020年9月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第30期（2019年10月1日から2020年9月30日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 取締役8名選任の件
  - 第3号議案 監査役2名選任の件
  - 第4号議案 役員賞与支給の件
  - 第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件
  - 第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

- 
- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願いいたします。
  - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sakai-holdings.co.jp/>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

〈ご来場される株主様へのお願い〉

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、次の対策を行いますので事前にご了承  
くださいますようお願い申し上げます。

- ◎ ご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防策へのご配慮をお願い申  
し上げます。
- ◎ 株主総会会場において、感染拡大防止のための必要な対応（入場数制限のため入場  
をお断りする場合があること、発熱や咳などの症状を有する株主さまにご入場をお  
断りすることや退場をお願いすること、会場内でマスク着用すること等）を講じる  
場合がありますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

〈当社の対応について〉

- ◎ 感染拡大防止のため、会場内は座席の間隔を広げ、着席可能な座席数を大幅に減ら  
して運営を行います。
- ◎ 当社株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
- ◎ 受付付近にアルコール消毒液を設置いたします。手指のアルコール消毒にご協力く  
ださい。
- ◎ 受付の際、検温をお願いいたします。万一、検温の結果37.0℃を超える株主様につ  
きましては、誠に恐縮ですがご出席を見合わせて頂くこととなりますので、予めご  
了承くださいますようお願い申し上げます。

## 第30期事業報告

( 自 2019年10月1日  
至 2020年9月30日 )

## I. 企業集団の現況に関する事項

## 1. 企業集団の事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、今春以降幅広い業態に新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、企業業績については過去に経験のない不透明な低迷期間に突入するなか、業態により将来を見据えた業務提供等も散見される他、世界的にも新型コロナウイルス感染症の再拡大も懸念され、経済環境は最悪の状況は脱しつつあるものの、混沌とした状態が継続しております。

このような経済環境のもとで、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は15,314百万円（前期比8.6%減）、営業利益は1,504百万円（前期比53.2%増）、経常利益は1,337百万円（前期比69.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は770百万円（前期比109.4%増）で、各利益においては過去最高益となりました。

各セグメントの内容は次のとおりであります。

なお、2019年10月よりエスケアイフロンティア株式会社を連結の範囲に含めたことに伴い、報告セグメントとして「ビジネスソリューション事業」を新たに追加し、報告セグメントを従来の5区分から、6区分に変更しております。

まず、再生可能エネルギー事業につきましては、2020年6月末日に3発電所を取得しており、現在太陽光発電15ヶ所（内1ヶ所は子会社のエスケアイ開発株式会社が運営）が順調に稼動しております。この結果、当連結会計年度における売上高は2,243百万円（前期比25.8%増）、営業利益は1,041百万円（前期比19.0%増）となりました。

次に、移動体通信機器販売関連事業につきましては、継続して各店舗の総合的な評価の向上に努めた結果、受取手数料の大幅増加に繋がった他、不採算店舗を閉店したことにより利益の確保に繋がりました。また、収益性と今後のユーザーの各地域の動向を勘案し、ソフトバンクショップ1店舗を譲受し、ソフトバンクショップ2店舗を1店舗に集約した他、auショップを6店舗閉店し、Y!mobileショップを1店舗譲渡いたしました。この結果、期末店舗数は53店舗（全て直営）の店舗展開となりました。また2020年6月末現在で携帯電話の普及台数が18,352万台を超えましたが、2020年10～11月にiPhoneの新機種の発売を控えて、各移動体通信事業者も積極的な販売競争を展開するなか、当社は各店舗の総合評価も高レベルを継続でき、業績の向上に繋がりました。更に、新型コロナウイルス感染の影響も最小限に留めることができたため、当連結会計年度における移動体通信機器の販売台

数は新規・機種変更を合わせ91,124台（前期比13.7%減）となり、その内訳は、新規が25,389台（前期比38.6%減）、機種変更が65,735台（前期比2.3%増）となりました。この結果、当連結会計年度における売上高は11,082百万円（前期比15.2%減）でしたが、営業利益は1,083百万円（前期比69.4%増）となりました。

次に、コールセンターを拠点とした保険代理店事業につきましては、子会社である株式会社セントラルパートナーズにおいて、販売力と一人あたりの生産性の向上に繋げるほか、リスク分散も考慮し複数の保険会社の商品の取扱を継続しております。また、外的要因から当連結会計年度の上期を中心に保険契約の解約が集中し、ストック手数料の大幅減収に繋がった他、新型コロナウイルス感染防止のため、コールセンターの稼働率が一時的に低下した影響がありましたが、2020年7月以降順調に回復しております。この結果、当連結会計年度における売上高は1,000百万円（前期比12.9%減）、営業利益は15百万円（前期比84.9%減）となりました。

次に、葬祭事業につきましては、子会社であるエスケーアイマネジメント株式会社を2009年9月に設立後、2010年7月に葬儀会館「ティア西尾」をオープン以降、2019年12月に愛知県安城市に葬儀会館「ティア安城桜井」を新設し、当期3月に愛知県知立市の葬儀会館「ティア知立」の営業を譲受した他、2020年9月には愛知県東海市に家族葬専用葬儀会館「ティア東海中央」を新設し、現在9会館を運営しております。また、新型コロナウイルス感染防止の影響から葬儀件数、法要件数の減少と各々の1件あたりの単価の低下が懸念材料となりましたが、引続き今後のニーズに応えるべく的確な営業施策を継続し会員の増加にも努めております。この結果、当連結会計年度における売上高は821百万円（前期比20.2%増）、営業利益は11百万円（前期比57.1%減）となりました。

続きまして、不動産賃貸・管理事業につきましては、子会社であるエスケーアイ開発株式会社で2007年8月に大型立体駐車場「エスケーアイパーク法王町」を名古屋市千種区にオープン後、稼働率が順調に推移しておりますが、新型コロナウイルス感染防止の影響から駐車場周辺の各施設の営業時間短縮等により、稼働率が低下し売上減少に繋がりました。この結果、当連結会計年度における売上高は72百万円（前期比17.1%減）、営業利益は10百万円（前期比53.9%減）となりました。

更に、ビジネスソリューション事業につきましては、子会社でエスケーアイフロンティア株式会社を2018年11月に設立後、新電力と携帯電話の法人市場への販売を積極的に行い軌道に乗り始めており、一時的に新型コロナウイルス感染防止の観点から積極的な営業は見合わせておりましたが、営業効率の改善が図れたため、業績への影響は最小限に留まりました。この結果、当連結会計年度における売上高は109百万円、営業損失は11百万円となりました。

## 2. 企業団体の設備投資の状況

(1) 設備投資総額 2,025,964千円

(2) 取得した主な設備

[太陽光発電所]

エスケーアイ茨城牛久発電所

エスケーアイ千葉香取発電所

エスケーアイ仙台青葉発電所

[店舗]

ソフトバンクショップ

半田亀崎

[葬儀会館]

ティア

安城桜井、知立、東海中央

(3) 移転した主な設備

[店舗]

ソフトバンクショップ

半田、小牧郷中

(4) 什器を入替した主な設備

[店舗]

ソフトバンクショップ

(東海地区)

吹上、当知、島田橋、一宮富士、イオンモール木曽川

(関東地区)

若葉台、町田金井、鴨居、国分寺北町、めじろ台、桜美林東、淵野辺、

平塚田村、小平、

(5) 看板表示を変更した主な設備

[店舗]

ソフトバンクショップ

四日市中央

## 3. 企業団体の資金調達の状況

当連結会計年度は、自己資金および金融機関からの借入金により必要資金を賄いました。

#### 4. 企業集団および当社の財産および損益の状況の推移

##### (1) 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 27 期 2017年9月期	第 28 期 2018年9月期	第 29 期 2019年9月期	第 30 期 2020年9月期 (当連結会計年度)
売上高(千円)	17,765,520	18,842,081	16,747,814	15,314,794
経常利益(千円)	729,713	722,106	787,483	1,337,436
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	446,520	350,969	367,924	770,375
1株当たり当期純利益(円)	42.07	32.24	35.62	75.01
純資産(千円)	4,291,619	4,225,836	3,282,737	3,748,893
総資産(千円)	23,755,315	26,130,712	26,757,854	27,972,020

##### (2) 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 27 期 2017年9月期	第 28 期 2018年9月期	第 29 期 2019年9月期	第 30 期 2020年9月期 (当期)
売上高(千円)	15,731,637	1,842,110	1,943,309	2,456,026
経常利益(千円)	461,591	286,605	200,941	522,394
当期純利益(千円)	319,410	111,323	109,433	330,792
1株当たり当期純利益(円)	30.09	10.23	10.59	32.21
純資産(千円)	3,657,468	3,225,961	2,014,274	2,040,436
総資産(千円)	21,079,584	22,075,903	23,407,575	25,025,499

(注) 当社は、2017年10月1日以降持株会社体制に移行したため、子会社の管理業務および再生可能エネルギー事業を行っており、移動体通信機器販売関連事業は、子会社化した株式会社エスケアィで行っております。

## 5. 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議決 権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社エスケーアイ	10,000	100.0	通信機器等販売事業
株式会社セントラルパートナーズ	190,000	68.5	保険代理店事業
エスケーアイマネージメント株式会社	490,000	100.0	葬祭事業
エスケーアイ開発株式会社	200,000	100.0	不動産賃貸・管理事業 再生可能エネルギー事業
エスケーアイフロンティア株式会社	20,000	65.0	ビジネスソリューション事業

(注) 子会社のエスケーアイフロンティア株式会社は、2018年11月に設立しており、当期より連結の範囲に含めております。

## 6. 企業集団の対処すべき課題

再生可能エネルギー事業につきましては、2020年6月に取得した3発電所が通期の業績に寄与するため、増収・増益が見込まれ、好条件の案件に関する検討も継続的に行い、更なる経営効率を勘案し取り組んでまいります。

また、各子会社の課題としましては、移動体通信機器販売関連事業につきましては、引続き各携帯ショップの総合的評価の向上と一人当りの生産性向上による各ショップの利益確保に重点を置き、保険代理店事業につきましては、販売力と生産性の向上に注力するほか、葬祭事業につきましては、営業力強化による会員数の拡大の他、葬儀の質的向上と葬祭規模の変化にも機敏に対応し利益確保に取り組んでまいります。

尚、2017年10月1日以降は持株会社体制に移行しており、子会社の管理業務及び再生可能エネルギー事業を株式会社サカイホールディングスで行い、移動体通信機器販売関連事業は子会社化した株式会社エスケーアイに分割しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 7. 企業集団の主要な事業内容(2020年9月30日現在)

- (1) 再生可能エネルギー事業
- (2) 移動体通信サービスの加入契約取次ぎ代理店事業および移動体通信端末の販売事業
- (3) 生命保険・損害保険の募集業務および付帯業務、通信販売業
- (4) 葬祭請負を中心とした葬祭事業
- (5) 不動産の賃貸業務および管理業務
- (6) 新電力とモバイルの法人向販売を中心としたビジネスソリューション事業

## 8. 企業集団の主要な営業所および設備等（2020年9月30日現在）

### (1) 当社

① 本社	愛知県名古屋市中区	
② 太陽光発電所	愛知県内	2ヶ所
	岐阜県内	1ヶ所
	三重県内	3ヶ所
	埼玉県内	1ヶ所
	和歌山県内	1ヶ所
	広島県内	1ヶ所
	熊本県内	2ヶ所
	茨城県内	1ヶ所
	千葉県内	1ヶ所
	宮城県内	1ヶ所

### (2) 子会社

#### 株式会社エスケーアイ

① 本社	愛知県名古屋市中区	
② 関東支社	神奈川県横浜市港北区	
③ 店舗	愛知県内	19店舗
	岐阜県内	3店舗
	三重県内	3店舗
	静岡県内	7店舗
	東京都内	9店舗
	神奈川県内	12店舗

#### 株式会社セントラルパートナーズ

① 本社	岐阜県大垣市	
② 東北支店	青森県青森市	
③ 新潟支店	新潟県新潟市	

#### エスケーアイマネジメント株式会社

① 本社	愛知県知多市	
② 葬儀会館	愛知県内	8会館
	三重県内	1会館

#### エスケーアイ開発株式会社

① 本社	愛知県名古屋市中区	
② 立体駐車場	愛知県（名古屋市）内	1ヶ所
③ 太陽光発電所	三重県内	1ヶ所

#### エスケーアイフロンティア株式会社

本社	愛知県名古屋市中区	
----	-----------	--

## 9. 企業集団および当社の従業員の状況（2020年9月30日現在）

### (1) 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
再生可能エネルギー事業	3名	0名
移動体通信機器販売関連事業	336名	30名減
保険代理店事業	122名	7名増
葬祭事業	32名	1名増
不動産賃貸・管理事業	1名	1名減
ビジネスソリューション事業	9名	—
全社（共通）	24名	10名減
合計	527名	33名減

- (注) 1. 当社は、2017年10月1日以降持株会社体制に移行したため、子会社の管理業務および再生可能エネルギー事業を行っており、移動体通信機器販売関連事業は、子会社化した株式会社エスケーアイで行っております。尚、従業員数には、臨時従業員108名は含まれておりません。
2. ビジネスソリューション事業は当期より連結の範囲としたため新たに記載しております。
3. 全社（共通）として記載している従業員数は、持株会社である当社の従業員数であります。

### (2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
27名	10名減	34.4歳	7.0年

- (注) 当社は、2017年10月1日以降持株会社体制に移行したため、子会社の管理業務および再生可能エネルギー事業を行っており、移動体通信機器販売関連事業は、子会社化した株式会社エスケーアイで行っております。尚、従業員数には、臨時従業員4名は含まれておりません。

## 10. 企業集団の主要な借入先・借入額（2020年9月30日現在）

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	6,451,166千円
株式会社三井住友銀行	3,464,960
株式会社みずほ銀行	3,333,728
株式会社十六銀行	1,375,808
株式会社愛知銀行	1,133,359
株式会社横浜銀行	984,375
株式会社大垣共立銀行	952,612
株式会社名古屋銀行	901,885
株式会社中京銀行	591,560
株式会社山口銀行	586,656
株式会社三重銀行	275,375
株式会社第三銀行	238,373

## II. 会社の株式に関する事項（2020年9月30日現在）

- |                |             |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 40,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 10,956,500株 |
| (3) 株主数        | 1,848名      |
| (4) 大株主（上位11名） |             |

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社サカイ	3,057,000	29.67
光通信株式会社	1,016,900	9.87
酒井俊光	815,000	7.91
V Tホールディングス株式会社	629,100	6.10
株式会社UHPartners 2	601,600	5.84
株式会社HIDAコーポレーション	579,000	5.62
ソフトバンク株式会社	450,000	4.36
アイデン株式会社	258,500	2.50
サカイホールディングス従業員持株会	244,200	2.37
株式会社りそな銀行	180,000	1.74
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	180,000	1.74

- (注) 1. 持株比率は自己株式(655,167株)を控除して計算しております。
2. 株式会社HIDAコーポレーションは2020年9月1日付で株式会社サカイに吸収合併されておりますが、手続上の問題により名義変更が遅延したため上記の記載となっております。

### Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第4回新株予約権
発行決議日	2014年10月27日
新株予約権の数	26,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 26,000株(注)2 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり285円 (1株当たり285円)
権利行使期間	2016年11月4日 から 2021年10月31日 まで
行使の条件	(注)
当社取締役の保有状況 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 26,000個(注)2 目的となる株式数 26,000株(注)2 保有者数 2人(注)2

(注) 行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、権利行使の時点において、当社または当社子会社の取締役、その他これに準ずる地位にあるとき、新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合は、新株予約権を行使することができるものとする。
- (3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

#### IV. 会社役員に関する事項

##### 1. 取締役および監査役の氏名等(2020年9月30日現在)

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	肥 田 貴 将	—	株式会社セントラルパートナーズ取締役 エスケーアイマネージメント株式会社 代表取締役社長 エスケーアイ開発株式会社取締役 株式会社エスケーアイ代表取締役社長 エスケーアイフロンティア株式会社 代表取締役社長
専務取締役	酒 井 俊 光	—	エスケーアイマネージメント株式会社取締役 エスケーアイ開発株式会社取締役 株式会社エスケーアイ専務取締役 エスケーアイフロンティア株式会社取締役
常務取締役	田 川 正 彦	管理本部長 兼経理部長 兼コーポレー トガバナンス 本部長	株式会社セントラルパートナーズ監査役 エスケーアイマネージメント株式会社監査役 エスケーアイ開発株式会社監査役 株式会社エスケーアイ常務取締役 エスケーアイフロンティア株式会社監査役
取 締 役	長 澤 篤 治	—	株式会社セントラルパートナーズ代表取締役社長
取 締 役	小 島 浩 司	—	監査法人東海会計士代表社員 ワシントンホテル株式会社社外取締役(監査等委員) 株式会社ヤガミ社外取締役(監査等委員)
取 締 役	山 口 伸 淑	—	ナカバヤシ株式会社社外取締役
常 勤 監 査 役	櫻 井 裕 美	—	—
監 査 役	浅 井 一 郎	—	あさひ経営代表 ゼネラルパッカー株式会社社外取締役(監査等委員)
監 査 役	後 藤 康 史	—	後藤会計事務所代表

- (注) 1. 取締役 小島浩司氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 取締役 山口伸淑氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 監査役 浅井一郎氏は、社外監査役であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査役 後藤康史氏は、社外監査役であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 当社は、取締役小島浩司、山口伸淑、および監査役浅井一郎および後藤康史の4氏との間で、賠償責任限度額を、金1,000千円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い金額とする責任限定契約を締結しております。
6. 監査役 櫻井裕美氏は、婚姻により姓名(旧姓古川)が変更となっております。

## 2. 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	6名	155,900千円
監 査 役	3名	14,600千円
合 計	9名	170,500千円

- (注) 1. 株主総会の決議（2015年12月17日改定）による取締役報酬限度額は、年額300,000千円であり、株主総会の決議（1999年1月31日改定）による監査役報酬限度額は、年額24,000千円であります。
2. 上記の報酬等の額には、当事業年度中に役員賞与引当金繰入額として費用計上した45,600千円（取締役42,300千円、監査役3,300千円）および役員退職慰労引当金繰入額として費用計上した21,700千円が含まれております。

## 3. 社外役員に関する事項

### (1) 兼職の状況

区 分	氏 名	兼 職 先 お よ び 兼 職 内 容
取 締 役	小 島 浩 司	監査法人東海会計社代表社員 ワシントンホテル株式会社社外取締役(監査等委員) 株式会社ヤガミ社外取締役(監査等委員)
取 締 役	山 口 伸 淑	ナカバヤシ株式会社社外取締役
監 査 役	浅 井 一 郎	あさひ経営代表 ゼネラルパッカー株式会社社外取締役 (監査等委員)
監 査 役	後 藤 康 史	後藤会計事務所代表

- (注) 1. 小島浩司氏は監査法人東海会計社の代表社員、ワシントンホテル株式会社社外取締役（監査等委員）および株式会社ヤガミ社外取締役（監査等委員）を兼職しておりますが、各社と当社との間に取引関係はありません。
2. 山口伸淑氏は、ナカバヤシ株式会社の社外取締役を兼職しておりますが、当社との間に取引関係はありません。
3. 浅井一郎氏はあさひ経営の代表およびゼネラルパッカー株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼職しておりますが、各社と当社との間に取引関係はありません。
4. 後藤康史氏は後藤会計事務所代表を兼職しておりますが、当社との間に取引関係はありません。

## (2) 主な活動状況

区 分	氏 名	当該事業年度における主な活動状況
取 締 役	小 島 浩 司	当事業年度開催の取締役会のうち100%に出席し、公認会計士および税理士としての豊富な経験・識見を活かして、幅広い見地から当社の経営活動全般に対する的確な意見の表明を行いました。
取 締 役	山 口 伸 淑	当事業年度開催の取締役会のうち100%に出席し、金融および企業経営における幅広い職見を活かして、当社の経営活動全般に対する的確な意見の表明を行いました。
監 査 役	浅 井 一 郎	当事業年度開催の取締役会のうち100%に、また、監査役会100%に出席し、金融界およびシンクタンクでの豊富な経験・識見を活かして、幅広い見地から当社の経営全般に的確な意見の表明を行いました。
監 査 役	後 藤 康 史	当事業年度開催の取締役会のうち100%に、また、監査役会100%に出席し、税務・会計面での豊富な経験・識見を活かして、幅広い見地から当社の経営全般に的確な意見の表明を行いました。

## (3) 報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	2名	9,100千円
監 査 役	2名	3,600千円
合 計	4名	12,700千円

## V. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称 栄監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	25,000千円
② 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円
- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- (3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由  
当社の監査役会は、会計監査人の報酬等について、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画と実績の対比を踏まえ、当事業年度の監査計画における監査時間、配員計画および報酬額の見積もりの相当性を検討し、同意しております。
- (4) 非監査業務の内容  
該当事項はありません。
- (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針  
当監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。  
また、当監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。
- (6) 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。

## VI. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### 1. 業務の適正を確保するための体制

当社および当社の子会社（以下「当社グループ」という。）は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために、会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条に基づき、内部統制システム構築の基本方針を定め、この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、内部統制システムを構築しており、会社法・会社法施行規則の改正に伴い、標記体制の改定について取締役会で決議している他、今後も常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図るため、次のような体制にしております。

#### (1) 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの役員および使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、取締役である経営戦略本部長を責任役員として、その責任のもと、役員および使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築する。
- ② 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス担当役員を通じトップマネジメント、取締役会、監査役(会)に報告される体制を構築する。
- ③ 担当役員は、当社グループの役員および使用人に対して適切な研修体制を構築し、内部通報ガイドラインおよび内部通報相談窓口の更なる周知徹底を図る。

#### (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報・文書（以下、職務執行情報という。）の取扱は、当社社内規程およびそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存および管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- ② 職務執行情報をデータベース化し、当該各文書等の存否および保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築する。
- ③ 前2項に係る事務は、当該担当取締役が所管し、①の検証・見直しの経過、②のデータベースの運用・管理について、定期的に取り締役に報告する。

#### (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査室を設置し、経営戦略本部担当取締役が、その業務を管掌する。
- ② 内部監査室は、定期的に業務監査実施項目および実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認すると共に、監査役と緊密に連携し必要があれば監査方法の改訂を行う。

- ③ 内部監査室の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容およびそれがもたらす損失の程度等について直ちに経営戦略本部長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会に通報する体制を構築する。
  - ④ 内部監査室の活動を円滑にするために、関連する諸規程、マニュアルなどの整備を各部署に求め、また内部監査室の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告するよう指導する。
  - ⑤ コンプライアンス・リスク管理委員会は、諸規程の整備、運用状況の確認を行うとともに使用人に対する研修等を企画実行する。
- (4) 取締役の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制
- ① 当社グループの経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画および中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、当社グループの経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検証を行う。
  - ② 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項およびその付議基準に該当する事項については全て取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。
  - ③ 日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、組織規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 四半期ごとに、当社グループのリスク情報の有無を監査するために、経営戦略本部長を長とするグループ監査担当を設置する。
  - ② グループ監査担当は、当社グループに損失の危険性が発生し、グループ監査担当がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度および当社に対する影響等について、当社の取締役会および担当部署に報告する体制を構築する。
  - ③ 当社と子会社等との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、グループ監査担当は当社グループの内部監査室に相当する部署と十分な情報交換を行う。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、使用人を配置する。
  - ② 当該使用人は、監査役の指示に従いその職務を行うものとする。

- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
  - ② 監査役の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものとする。
- (8) 当社グループの取締役ならびに使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役および使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。
  - ② 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。
    - ・当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
    - ・当社グループの監査役および内部監査室の活動状況
    - ・当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
    - ・業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
    - ・内部通報制度の運用（情報提供者の適切な取扱を含む）および通報の内容
    - ・社内稟議書および監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役の職務を補助する部署の設置に関する件を含め、当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、当社の監査体制の実効性を高めるため、管理本部担当取締役を責任者として、管理本部担当責任者および各監査役を委員とする監査体制検討委員会を設置する。
  - ② 同委員会の委員は、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しなければならない。
  - ③ 監査役の職務執行のための費用または債務の処理については、その都度監査役会で決定することを基本方針とする。
- (10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制
- ① 当社グループは、市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を遮断することを基本方針とする。
  - ② 反社会的勢力排除に向けた業務運営  
管理本部を対応統括部署とし、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士、外部専門会社等の外部専門機関と連携を深め、反社会的勢力への対応に関し、協力または支援を得ることとする。また、管理本部において、対応マニュアルの整備を進めるとともに、役員および従業員への周知徹底を図るため、適宜コンプライアンス研修を実施する。

## 2. 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当社のコーポレートガバナンスの充実に向けた最近1年間（当事業年度の末日から遡って1か年）における実施状況は次のとおりであります。

- (1) 取締役会は、法令等に定められた事項や当社グループの経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の経營業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性および業務の適正性の観点から審議いたしました。
- (2) 監査役会は、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務および財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。
- (3) 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。
- (4) 情報セキュリティ対策として、個人情報を含めた会社の機密情報の漏えい防止を目的とした社員教育を実施したほか、文書やデータの管理・廃棄方法のさらなる厳格化を図りました。
- (5) リスク管理規程・コンプライアンス規程に基づき、大規模自然災害発生時における連絡体制および初動体制を整備し、更新しております。

今後の運用に関しましては、引き続きコンプライアンス面の強化を目的として、コーポレート・ガバナンスコードへの適応をはじめ、各種制度の適切な運用を行う他、継続的な取り組みの見直しと検証を行うことで、内部統制システムの実効性を高め、社内外におけるリスクへの対策を強化するとともに、上場企業としての企業の透明性をグループ全体で確保する所存です。

---

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>8,121,432</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,171,916</b>
現金及び預金	5,001,373	買掛金	583,908
売掛金	2,520,343	短期借入金	4,490,000
商 品	404,359	1年内償還予定の社債	420,000
そ の 他	195,356	1年内返済予定の長期借入金	1,391,539
<b>固定資産</b>	<b>19,850,587</b>	未払金	123,824
有形固定資産	16,557,550	未払法人税等	404,881
建物及び構築物	2,560,466	賞与引当金	144,142
機械装置及び運搬具	10,262,227	役員賞与引当金	53,400
土 地	3,662,988	そ の 他	560,220
そ の 他	71,868	<b>固定負債</b>	<b>16,051,210</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>1,750,405</b>	社 債	725,000
の れ ん	1,254,410	長期借入金	14,408,318
そ の 他	495,995	繰延税金負債	31,030
投資その他の資産	1,542,631	退職給付に係る負債	125,517
投資有価証券	586,596	役員退職慰労引当金	165,400
差入保証金	302,332	資産除去債務	304,109
そ の 他	661,587	そ の 他	291,835
貸倒引当金	△7,884	<b>負債合計</b>	<b>24,223,126</b>
<b>資産合計</b>	<b>27,972,020</b>	(純資産の部)	
		<b>株主資本</b>	<b>3,255,062</b>
		資 本 金	747,419
		資 本 剰 余 金	684,918
		利 益 剰 余 金	2,661,883
		自 己 株 式	△839,158
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>128,936</b>
		その他有価証券評価差額金	309,123
		繰延ヘッジ損益	△180,186
		<b>新株予約権</b>	<b>7,814</b>
		<b>非支配株主持分</b>	<b>357,080</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>3,748,893</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>27,972,020</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

( 自 2019年10月1日 )  
( 至 2020年9月30日 )

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		15,314,794
売上原価		9,090,451
売上総利益		6,224,343
販売費及び一般管理費		4,720,089
営業利益		1,504,253
営業外収益		
受取利息及び配当金	27,696	
助成金収入	12,292	
営業支援金収入	30,000	
その他	51,945	121,934
営業外費用		
支払利息	190,156	
融資手数料	52,123	
社債発行費	9,711	
その他	36,760	288,751
経常利益		1,337,436
特別利益		
固定資産売却益	31,051	
建設中止損失返還金	11,000	42,051
特別損失		
固定資産除却損	11,065	
投資有価証券評価損	23,038	
建設中止損失	9,047	
減損損失	30,689	73,841
税金等調整前当期純利益		1,305,646
法人税、住民税及び事業税	589,583	
法人税等調整額	△61,566	528,017
当期純利益		777,628
非支配株主に帰属する当期純利益		7,253
親会社株主に帰属する当期純利益		770,375

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

( 自 2019年10月1日 )  
( 至 2020年9月30日 )

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年10月1日残高	747,419	684,918	2,190,132	△888,452	2,734,017
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△256,709		△256,709
親会社株主に帰属する 当期純利益			770,375		770,375
自己株式の取得				△19	△19
自己株式の処分			△36,807	49,313	12,505
連結範囲の変動			△5,107		△5,107
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	471,751	49,293	521,044
2020年9月30日残高	747,419	684,918	2,661,883	△839,158	3,255,062

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	繰延ヘッジ 損益	その他の 包括利益 累計額合計			
2019年10月1日残高	336,725	△148,914	187,810	9,347	351,561	3,282,737
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△256,709
親会社株主に帰属する 当期純利益						770,375
自己株式の取得						△19
自己株式の処分						12,505
連結範囲の変動						△5,107
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△27,601	△31,272	△58,874	△1,533	5,518	△54,888
当期変動額合計	△27,601	△31,272	△58,874	△1,533	5,518	466,155
2020年9月30日残高	309,123	△180,186	128,936	7,814	357,080	3,748,893

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 5社

(2) 連結子会社の名称  
株式会社エスケーアイ  
株式会社セントラルパートナーズ  
エスケーアイマネージメント株式会社  
エスケーアイ開発株式会社  
エスケーアイフロンティア株式会社

### (3) 連結範囲の変更

前連結会計年度において非連結子会社でありましたエスケーアイフロンティア株式会社は、当連結会計年度より、重要性が増したため連結の範囲に含めております。

### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

##### ① 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券……………時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ……………時価法を採用しております。

##### ③ たな卸資産の評価基準および評価方法

商品……………月次総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降取得した建物附属設備および構築物並びに太陽光発電設備（機械装置）については定額法によっております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物……………4～47年

機械装置及び運搬具……………3～17年

無形固定資産……………定額法によっております。

なお、のれんについては、投資対象ごとに投資効果の発現する期間を見積り、20年以内で均等償却しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額を費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充当するため、支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

役員賞与引当金……………役員賞与の支給に充当するため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

役員退職慰労……………役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末支給額を計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金

ヘッジ方針……………デリバティブ取引に関する社内規定に基づき、借入金の金利変動によるリスクを回避することを目的として金利スワップを利用しており、投機目的の取引は行っておりません。

ヘッジ有効性……………金利スワップ取引においては、取引すべてについてヘッジに高い有効性が明らかに認められるため、有効性の判定を省略しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## II. 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産および対応する債務

担保に供している資産

売掛金	250,281	千円
建物及び構築物	1,438,713	千円
機械装置及び運搬具	9,423,915	千円
土地	3,364,984	千円
有形固定資産 その他	16,670	千円
無形固定資産 その他	191,827	千円
合計	14,686,391	千円

上記に対応する債務

短期借入金	1,100,000	千円
1年内返済予定の長期借入金	1,221,286	千円
長期借入金	13,579,568	千円
合計	15,900,854	千円

### 2. 貸出コミットメント

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行11行と当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額および

貸出コミットメントの総額	4,900,000	千円
借入実行残高	4,390,000	千円
差引未実行残高	510,000	千円

### 3. シンジケートローン

- (1) 当社は、和歌山県和歌山市におけるメガソーラー発電施設の建設に関する設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行4行とシンジケーション方式のコミットメント期間付タームローン契約（借入残高 6,264,960千円）を2015年3月31日に締結しており、この契約には下記の財務制限条項が付されております。

上記の契約にかかる財務制限条項

- ① 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比70%以上に維持すること。
- ② 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。
- ③ 12月末日の基準日における直前4回のDSCR（対象発電所に係る純収入÷元利返済額）の平均値を1.00以上に維持すること。

- (2) 当社は、広島県東広島市におけるメガソーラー発電施設の建設に関する設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行2行とシンジケーション方式のコミットメント期間付タームローン契約（借入残高 2,700,000千円）を2015年9月28日に締結しており、この契約には下記の財務制限条項が付されております。

上記の契約にかかる財務制限条項

- ① 2015年9月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を正の値に維持すること。
- ② 2015年9月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2016年9月決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。

#### 4. タームローン

当社は、太陽光発電施設の取得に関する資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行との間で、返済期限を2036年6月30日とするタームローン契約（借入残高 2,000,000千円）を2020年6月30日に締結しており、この契約には下記の財務制限条項が付されております。

上記の契約にかかる財務制限条項

- ① 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比70%以上に維持すること。
- ② 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。
- ③ 各年度の決算期において算出されるDSCR（対象発電所に係る純収入÷元利返済額）を1.00以上に維持すること。

5. 有形固定資産の減価償却累計額 3,725,032 千円

#### 6. 偶発債務

当社の連結子会社であります株式会社セントラルパートナーズ（以下、当社という）は、株式会社大宣システムサービスよりシステム利用料の支払を求める訴訟（請求金額32,740千円 訴状受領日 2018年12月21日）を受け、現在係争中であります。

当社としては、債務は無いものと考えており、当該訴訟に対して弁護士と協議の上、法廷で適切に対応してまいる所存であります。

### Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首(株)	増 加(株)	減 少(株)	当連結会計年度末(株)
普通株式	10,956,500	—	—	10,956,500
合 計	10,956,500	—	—	10,956,500

#### 2. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2019年12月18日 定 時 株 主 総 会	普通株式	128,285	12.5	2019年9月30日	2019年12月19日
2020年5月14日 取 締 役 会	普通株式	128,423	12.5	2020年3月31日	2020年6月22日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの次のとおり、決議を予定しております。

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総額(千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2020年12月25日 定 時 株 主 総 会	普通株式	128,766	利益剰余金	12.5	2020年 9月30日	2020年 12月28日

#### 3. 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普 通 株 式

195,000株

#### IV. 金融商品に関する注記

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

###### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。一時的な余剰資金は主に流動性の高い金融資産で運用し、一部において効率的な資金運用を目的として、安全性が高いと判断された複合金融商品を利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

###### (2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である売掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金および社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後16年であります。このうち一部は、金利変動リスクに晒されているため、金利スワップ取引および通貨スワップ取引を利用しております。なお、デリバティブ取引は、社内管理規程に基づき実施しております。

###### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

###### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

###### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

変動金利の社債及び借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、必要に応じて、個別契約ごとに金利スワップ取引等のデリバティブ取引をヘッジ手段として利用する方針であります。

なお、当社では、デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

###### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

###### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	5,001,373	5,001,373	—
(2) 売掛金	2,520,343	2,520,343	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	573,595	573,595	—
資産計	8,095,312	8,095,312	—
(1) 買掛金	583,908	583,908	—
(2) 短期借入金	4,490,000	4,490,000	—
(3) 社債（*1）	1,145,000	1,145,548	548
(4) 長期借入金（*1）	15,799,857	15,807,893	8,036
負債計	22,018,765	22,027,349	8,584
デリバティブ取引（*2）	(259,149)	(259,149)	—

（\*1）社債、長期借入金には1年内の期限到来部分を含めて記載しております。

（\*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

### 資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式等は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

### 負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債、(4) 長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率によって算定する方法によっております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格によっております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額13,001千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。

## V. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	328円 50銭
1株当たり当期純利益	75円 01銭

## VI. その他の注記

### 企業結合等に関する注記

#### 取得による企業結合

##### 1. 大丸石材産業株式会社からの事業譲受

###### i. 企業結合の概要

###### (1) 相手企業の名称及び事業の内容

相手企業の名称	大丸石材産業株式会社
事業の内容	葬祭事業

###### (2) 企業結合を行った理由

葬祭事業を取得することにより、当社グループのさらなる事業展開及び収益拡大を目指すことによる取得であります。

###### (3) 企業結合日

2020年3月1日

###### (4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

###### (5) 企業結合後の名称

変更はありません。

###### (6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社であるエスケアーアイマネジメント株式会社が現金を対価として事業を譲り受けたためであります。

###### ii. 連結計算書類に含まれている取得した事業の業績の期間

2020年3月1日から2020年9月30日まで

###### iii. 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	150,000千円
取得原価		150,000千円

###### iv. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

###### (1) 発生したのれんの金額

57,833千円

###### (2) 発生原因

主として今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力によるものであります。

###### (3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

###### v. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

固定資産	100,797千円
資産合計	100,797千円
固定負債	8,631千円
負債合計	8,631千円

###### vi. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

2. 合同会社プロスペクト香取、合同会社プロスペクト牛久及び合同会社プロスペクト仙台からの事業譲受

i. 企業結合の概要

(1) 相手企業の名称及び事業の内容

相手企業の名称	合同会社プロスペクト香取 合同会社プロスペクト牛久 合同会社プロスペクト仙台
事業の内容	太陽光発電事業

(2) 企業結合を行った理由

上記の太陽光発電事業を、各々エスケーアイ千葉香取発電所、エスケーアイ茨城牛久発電所、エスケーアイ仙台青葉発電所として取得することにより、当社グループのさらなる収益拡大を目指すことによるものであります。

(3) 企業結合日

2020年6月30日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

(5) 企業結合後の名称

変更はありません。

(6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として事業を譲り受けたためであります。

ii. 連結計算書類に含まれている取得した事業の業績の期間

2020年6月30日から2020年9月30日まで

iii. 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	2,364,493千円
取得原価		2,364,493千円

iv. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 40,000千円

v. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

621,658千円

(2) 発生原因

主として今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力によるものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

固定価格買取期間（企業結合日における残存期間）での均等償却	
エスケーアイ千葉香取発電所	16年1ヶ月間にわたる均等償却
エスケーアイ茨城牛久発電所	15年8ヶ月間にわたる均等償却
エスケーアイ仙台青葉発電所	17年7ヶ月間にわたる均等償却

vi. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

固定資産	1,742,835千円
資産合計	1,742,835千円

vii. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

### 3. 株式会社プロネットワークスからの事業譲受

#### i. 企業結合の概要

##### (1) 相手企業の名称及び事業の内容

相手企業の名称	株式会社プロネットワークス
事業の内容	移動体通信機器販売関連事業

##### (2) 企業結合を行った理由

移動体通信機器販売関連事業を取得することにより、当社グループのさらなる事業展開及び収益拡大を目指すことによる取得であります。

##### (3) 企業結合日

2020年7月1日

##### (4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

##### (5) 企業結合後の名称

変更はありません。

##### (6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社である株式会社エスケアアイが現金を対価として事業を譲り受けたためであります。

#### ii. 連結計算書類に含まれている取得した事業の業績の期間

2020年7月1日から2020年9月30日まで

#### iii. 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	60,000千円
取得原価		60,000千円

#### iv. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

##### (1) 発生したのれん金額

38,581千円

##### (2) 発生原因

主として今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力によるものであります。

##### (3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

#### v. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

固定資産	25,295千円
資産合計	25,295千円
固定負債	3,876千円
負債合計	3,876千円

#### vi. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

# 貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
<b>流動資産</b>	<b>6,800,589</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,779,031</b>
現金及び預金	3,628,380	短期借入金	6,820,601
売掛金	327,408	1年内償還予定の社債	420,000
短期貸付金	2,720,000	1年内返済予定の長期借入金	1,217,062
その他	124,800	未払金	86,775
<b>固定資産</b>	<b>18,224,910</b>	未払法人税等	146,323
<b>有形固定資産</b>	<b>14,218,535</b>	預り金	6,399
建物	231,980	賞与引当金	14,000
構築物	844,259	役員賞与引当金	45,600
機械及び装置	9,989,203	その他	22,269
船舶	0	<b>固定負債</b>	<b>14,206,030</b>
車両運搬具	17,730	社債	725,000
工具器具及び備品	31,075	長期借入金	12,854,442
土地	3,104,285	退職給付引当金	28,539
<b>無形固定資産</b>	<b>1,609,099</b>	役員退職慰労引当金	158,700
のれん	1,179,246	資産除去債務	178,929
その他	429,852	その他	260,419
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,397,275</b>	<b>負債合計</b>	<b>22,985,062</b>
投資有価証券	573,596	(純資産の部)	
関係会社株式	1,243,150	<b>株主資本</b>	<b>1,903,685</b>
差入保証金	31,411	資本金	747,419
その他	549,117	資本剰余金	684,918
<b>資産合計</b>	<b>25,025,499</b>	資本準備金	684,918
		<b>利益剰余金</b>	<b>1,310,506</b>
		利益準備金	3,820
		その他利益剰余金	1,306,686
		別途積立金	134,150
		特別償却準備金	407,575
		繰越利益剰余金	764,960
		<b>自己株式</b>	<b>△839,158</b>
		評価・換算差額等	128,936
		その他有価証券評価差額金	309,123
		繰延ヘッジ損益	△180,186
		<b>新株予約権</b>	<b>7,814</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>2,040,436</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>25,025,499</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 自 2019年10月1日 )  
( 至 2020年9月30日 )

(単位：千円)

科目	金額	
売 上 高		2,456,026
売 上 原 価		992,791
売 上 総 利 益		1,463,234
販売費及び一般管理費		772,358
営 業 利 益		690,876
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	37,706	
そ の 他	51,469	89,175
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	179,754	
融 資 手 数 料	42,829	
社 債 発 行 費	9,711	
そ の 他	25,362	257,658
経 常 利 益		522,394
特 別 利 益		
建 設 中 止 損 失 返 還 益	11,000	11,000
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	423	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	23,038	
建 設 中 止 損 失	9,047	32,509
税 引 前 当 期 純 利 益		500,885
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	241,279	
法 人 税 等 調 整 額	△71,186	170,092
当 期 純 利 益		330,792

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

( 自 2019年10月1日 )  
( 至 2020年9月30日 )

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本 剰余金	利 益 剰 余 金				利益剰余金 合計
		資本 準備金	利益 準備金	そ の 他 別途 積立金	特 別 償 却 準備金	繰 越 利 益 剰 余 金	
2019年10月1日残高	747,419	684,918	3,820	134,150	563,999	571,261	1,273,231
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△256,709	△256,709
当 期 純 利 益						330,792	330,792
自 己 株 式 の 取 得							—
自 己 株 式 の 処 分						△36,807	△36,807
特別償却準備金の取崩					△156,423	156,423	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△156,423	193,698	37,275
2020年9月30日残高	747,419	684,918	3,820	134,150	407,575	764,960	1,310,506

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
2019年10月1日残高	△888,452	1,817,116	336,725	△148,914	187,810	9,347	2,014,274
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当		△256,709					△256,709
当 期 純 利 益		330,792					330,792
自 己 株 式 の 取 得	△19	△19					△19
自 己 株 式 の 処 分	49,313	12,505					12,505
特別償却準備金の取崩		—					—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△27,601	△31,272	△58,874	△1,533	△60,407
当 期 変 動 額 合 計	49,293	86,568	△27,601	△31,272	△58,874	△1,533	26,161
2020年9月30日残高	△839,158	1,903,685	309,123	△180,186	128,936	7,814	2,040,436

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準および評価方法

#### ① 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券……………時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

#### ② デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ……………時価法を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物並びに太陽光発電設備(機械装置)については定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……………4～39年

構築物……………6～36年

機械及び装置……………10～17年

無形固定資産……………定額法によっております。

なお、のれんについては、投資対象ごとに投資効果の発現する期間を見積り、20年以内で均等償却しております。

### 3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額を費用として処理しております。

### 4. 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績、個別の回収不能見込額がないため、貸倒引当金を計上していません。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充当するため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

役員賞与引当金……………役員の賞与の支給に充当するため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末自己都合退職金要支給額の100%を計上しております。

役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

## 5. 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金

ヘッジ方針……………デリバティブ取引に関する社内規定に基づき、借入金の金利変動によるリスクを回避することを目的として金利スワップを利用しており、投機目的の取引は行っておりません。

ヘッジ有効性の……………金利スワップ取引においては、取引すべてについてヘッジに高い有効性が明らかに認められるため、有効性の判定を省略しております。

## 6. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## II. 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産および対応する債務

担保に供している資産

売掛金	238,325千円
建物	84,180千円
構築物	826,227千円
機械および装置	9,170,993千円
工具器具および備品	16,674千円
土地	2,968,751千円
無形固定資産 その他	191,827千円
合計	13,496,980千円

上記に対応する債務

短期借入金	1,100,000千円
1年内返済予定の長期借入金	1,119,562千円
長期借入金	12,597,567千円
合計	14,817,129千円

### 2. 貸出コミットメント

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行11行と当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額および

貸出コミットメントの総額 4,700,000 千円

借入実行残高 4,190,000 千円

差引未実行残高 510,000 千円

### 3. シンジケートローン

- (1) 当社は和歌山県和歌山市におけるメガソーラー発電施設の建設に関する設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行4行とシンジケーション方式のコミットメント期間付タームローン契約（借入残高 6,264,960千円）を2015年3月31日に締結しており、この契約には下記の財務制限条項が付されています。

上記の契約にかかる財務制限条項

- ① 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比70%以上に維持すること。
  - ② 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。
  - ③ 12月末日の基準日における直前4回のDSCR（対象発電所に係る純収入÷元利返済額）の平均値を1.00以上に維持すること。
- (2) 当社は広島県東広島市におけるメガソーラー発電施設の建設に関する設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行2行とシンジケーション方式のコミットメント期間付タームローン契約（借入残高 2,700,000千円）を2015年9月28日に締結しており、この契約には下記の財務制限条項が付されています。

上記の契約にかかる財務制限条項

- ① 2015年9月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を正の値に維持すること。
- ② 2015年9月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2016年9月決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。

### 4. タームローン

当社は、太陽光発電施設の取得に関する資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行との間で、返済期限を2036年6月30日とするタームローン契約（借入残高 2,000,000千円）を2020年6月30日に締結しており、この契約には下記の財務制限条項が付されています。

上記の契約にかかる財務制限条項

- ① 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比70%以上に維持すること。
- ② 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。
- ③ 各年度の決算期において算出されるDSCR（対象発電所に係る純収入÷元利返済額）を1.00以上に維持すること。

5. 有形固定資産の減価償却累計額	2,370,169千円
6. 偶発債務	
債務保証	
子会社の銀行取引に対する保証	
エスケーアイマネージメント株式会社	1,301,243千円
エスケーアイ開発株式会社	427,110千円
合計	1,728,353千円
7. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	2,787,248千円
長期金銭債権	210,094千円
短期金銭債務	2,663,637千円
長期金銭債務	－千円

### Ⅲ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

  営業取引による取引高

    売上高

290,826千円

    売上原価

△33,526千円 (注)

    販売費および一般管理費

6,300千円

    営業取引以外の取引高

38,759千円

(注) 過年度分の賃借料の改定にともない返還を受けることとなった額50,186千円と、当年度の支払賃借料16,660千円との差額であります。

### Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

  普通株式

655,167株

### Ⅴ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、資産調整勘定、繰延ヘッジ損益、資産除去債務等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金、特別償却準備金等であります。

## VI. 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 子会社等

種類	会社等の名称	議決権の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 エスケーアイ	直接 100.0	役員の兼任	経営指導料 (注) 1	166,241	売掛金	43,168
				配当金の受取	80,000	—	—
				資金の貸付 (注) 2	300,000	短期貸付金	2,560,000
				貸付の返済	30,000		
				利息の受取	8,568		
				資金の借入 (注) 2	—	短期借入金	600,000
				CMS取引 (資金の借入) (注) 3、4	749,565	短期借入金	2,030,601
				利息の支払	6,545		
	債務被保証 (注) 5	8,953,400	—	—			
	エスケーアイ マネージメント 株式会社	直接 100.0	役員の兼任	債務の保証 (注) 6	1,301,243	—	—
エスケーアイ 開発株式会社	直接 100.0	役員の兼任	債務の保証 (注) 6	427,110	—	—	

#### 取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料については、グループ経営指導に関し、一定の基準に基づき決定しております。
2. 資金の貸付、借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は設定しておりません。
3. CMS（キャッシュ・マネージメント・システム）での貸付及び借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
4. 取引金額は当事業年度の純額を記載しております。
5. 金融機関からの借入金に対して保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
6. 債務の保証は、金融機関からの借入金に対する債務保証であります。なお、保証料は受け取っておりません。

## 2. 役員および個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権の被所有割合(%)	事業の内容又は職業	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)			
役員およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社サカイ(注)1	29.67	不動産管理会社	—	不動産の賃借	33,526	前払費用	8,665			
					地代の返還(注)2						
					権利金の返還(注)2				4,985	長期前払費用	2,262
					差入保証金の返還(注)3				27,713	差入保証金	—
					建設中止損失負担額の返金(注)4	11,000	—	—			

- (注)1. 当社代表取締役肥田貴將が議決権の100%を直接保有しており、「その他の関係会社」にも該当していません。
2. 不動産の賃借取引の取引条件については、取引実勢に基づき、協議のうえ決定しておりましたが、過年度の賃借料と取引実勢が乖離し、請求過大となっていたことが当年度に判明したため、賃借料を改定し返還を受けることとなったものであります。地代の返還額は、返還を受けることとなった額50,186千円と、当年度の支払賃借料16,660千円との差額を記載しております。
3. 賃借契約の解消予定に伴い、返還を受けたものであります。
4. 太陽光発電所建設計画が中止になった案件に関連して、過年度に支払った負担額で、当社が負担する必要のない額について、返還を受けたものであります。

## VII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	197円 32銭
1株当たり当期純利益	32円 21銭

## VIII. その他の注記

企業結合等に関する注記

取得による企業結合

連結計算書類のその他の注記に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年11月26日

株式会社サカイホールディングス  
取締役会 御中

栄監査法人  
名古屋事務所

代表社員 公認会計士 玉置 浩一 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 市原 耕平 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 井上 友貴 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サカイホールディングスの2019年10月1日から2020年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サカイホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年11月26日

株式会社サカイホールディングス  
取締役会 御中

栄監査法人

名古屋事務所

代表社員 公認会計士 玉置 浩一 ㊟  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 市原 耕平 ㊟  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 井上 友貴 ㊟

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サカイホールディングスの2019年10月1日から2020年9月30日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査根拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実行する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続きを立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。

さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続きを立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りものの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査根拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、必要に応じ当該子会社に関する状況の説明を各社取締役等から受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び注記）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備・運用状況については、継続的な改善が図られているものと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年11月27日

株式会社 サカイホールディングス 監査役会

常勤監査役 櫻井裕美 ㊟

社外監査役 浅井一郎 ㊟

社外監査役 後藤康史 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、下記のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金12.5円といたしたいと存じます。  
なおこの場合の配当総額は、128,766,663円となります。  
(注) 中間配当12.5円を含めた当期の年間配当は、1株につき25円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年12月28日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。これに伴いまして、本総会において取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	ひだたかまさ 肥田貴將 (1985年8月20日)	2009年4月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー入社 2011年9月 当社入社 2012年6月 当社経営戦略本部企画推進部長 2013年12月 株式会社セントラルパートナーズ取締役(現任) 2015年12月 当社取締役 2015年12月 エスケーアイマネジメント株式会社代表取締役社長(現任) 2016年10月 当社代表取締役副社長 2016年12月 当社代表取締役社長(現任) 2016年12月 エスケーアイ開発株式会社取締役(現任) 2017年10月 株式会社エスケーアイ代表取締役社長(現任) 2018年11月 エスケーアイフロンティア株式会社代表取締役社長(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社エスケーアイ代表取締役社長 株式会社セントラルパートナーズ取締役 エスケーアイマネジメント株式会社代表取締役社長 エスケーアイ開発株式会社取締役 エスケーアイフロンティア株式会社代表取締役社長	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
2	さか い とし みつ 酒 井 俊 光 (1962年3月31日)	1988年8月 愛知樹脂株式会社取締役 1995年1月 当社専務取締役(現任) 1996年6月 有限会社安さ一番携帯ディスカウント 設立 代表取締役 2000年5月 当社営業本部長 2016年12月 エスケーアイマネジメント株式会社 取締役(現任) 2017年10月 株式会社エスケーアイ専務取締役(現任) 当社事業戦略室長を兼務(現任) 2018年11月 エスケーアイフロンティア株式会社 取締役(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社エスケーアイ専務取締役 エスケーアイ開発株式会社取締役 エスケーアイマネジメント株式会社取締役 エスケーアイフロンティア株式会社取締役	815,000株
3	なが さわ あつ じ 長 澤 篤 治 (1969年5月19日)	2000年4月 株式会社光通信入社 2002年7月 同子会社 株式会社ニュートン・フィナンシ ヤル・コンサルティングへ出向 2005年4月 株式会社ニュートン・フィナンシャル・コン サルティング アライアンスパートナー事 業部担当部長 2006年7月 株式会社セントラルパートナーズへ出向取 締役フィナンシャル事業本部営業部長 2008年5月 株式会社セントラルパートナーズ転籍 2009年5月 株式会社セントラルパートナーズ取締役フ ィナンシャル事業本部営業本部長 2012年12月 当社取締役 2013年12月 株式会社セントラルパートナーズ代表取締 役社長(現任) 2015年12月 当社取締役(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社セントラルパートナーズ代表取締役社長	26,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	やま ぐち のぶ よし 山 口 伸 淑 (1955年1月20日)	1977年4月 株式会社協和銀行 (現 株式会社りそな銀行) 入行 2005年6月 株式会社りそな銀行常務執行役員 コーポレート事業部担当兼不動産事業部担 当兼信託業務部担当 2010年6月 株式会社りそな銀行取締役兼専務執行役員 首都圏地域担当兼独立店担当 2013年4月 りそなカード株式会社代表取締役社長 2014年6月 ナカバヤシ株式会社社外取締役(現任) 2015年12月 当社社外取締役(現任) 2016年6月 ウシオ電機株式会社社外取締役 [重要な兼職の状況] ナカバヤシ株式会社社外取締役	一株
5	※ さかき ばら やす よ 榎 原 康 代 (1959年6月13日)	2009年3月 エスケーアイ開発株式会社 代表取締役社長(現任) 2009年9月 エスケーアイマネージメント株式会社 取締役(現任) 2020年3月 当社経営戦略本部副本部長(現任) [重要な兼職の状況] エスケーアイ開発株式会社代表取締役社長 エスケーアイマネージメント株式会社取締役	159,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	※ やま かわ かず ひろ 山 河 和 博 (1966年11月1日)	1988年4月 一般社団法人全国農協観光協会入社 1994年2月 株式会社オーエムソーラー協会入社 2001年8月 奥陽科技発展（上海）有限公司監査役 2002年12月 OM出版株式会社監査役 2004年6月 株式会社OM研究所監査役 2005年6月 オーエム計画株式会社代表取締役社長 2012年3月 SE住宅ローンサービス㈱代表取締役社長 2016年5月 株式会社ムジハウス (㈱良品計画連結子会社)監査役 2017年8月 株式会社エヌ・シー・エヌ常務取締役 2020年9月 当社経営戦略本部次長(現任)	一株
7	※ や ぎき のぶ や 矢 崎 信 也 (1966年9月11日)	1996年4月 弁護士登録 加藤・村瀬合同法律事務所入所 1999年11月 村瀬・矢崎総合法律事務所開設 パートナー(現任) 2003年7月 株式会社ナ・デックス社外監査役 2004年6月 株式会社ソト一社外監査役(現任) 2012年4月 愛知県弁護士会副会長 2015年6月 株式会社NITTOH社外監査役(現任) [重要な兼職の状況] 村瀬・矢崎総合法律事務所 パートナー 株式会社ソト一社外監査役 株式会社NITTOH社外監査役	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	※ かとうかつひこ 加藤克彦 (1962年9月21日)	1989年10月 サンワ・等松青木監査法人 (現 有限責任監査法人トーマツ)入所 1993年8月 公認会計士登録 2008年7月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ)社員就任 2020年7月 有限責任監査法人トーマツ退所 2020年8月 加藤克彦公認会計士事務所開設(現任) [重要な兼職の状況] 加藤克彦公認会計士事務所 所長	一株

(注) 1. ※は新任候補者であります。

2. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 山口伸淑氏、矢崎信也氏および加藤克彦氏は社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者とした理由

- (1) 山口伸淑氏は金融および企業経営における豊富な経験と幅広い識見を有し、かつ、当社の業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にありますので、社外取締役として、コーポレートガバナンス強化の観点から、当社の経営に資するところが大きいと判断したためであります。山口伸淑氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、5年となります。
- (2) 矢崎信也氏は弁護士としての豊富な経験と法務全般に関する幅広い職見を活かして、法務面を中心として当社の経営全般に的確な意見をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (3) 加藤克彦氏は公認会計士としての豊富な経験・識見を活かして、幅広い見地から当社の経営全般に的確な意見をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

5. 責任限定契約について

当社は山口伸淑氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく社外取締役の責任の限度額は、金1,000千円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い金額となります。当社は、本定時株主総会において、山口伸淑氏が再任され、矢崎信也氏および加藤克彦氏が選任された場合、山口伸淑氏、矢崎信也氏および加藤克彦氏の3氏との間で本契約を継続或いは新たに締結する予定であります。

6. 独立役員について

当社は、山口伸淑氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。山口伸淑氏が再任され、矢崎信也氏および加藤克彦氏が選任された場合、3氏を独立役員とする予定であります。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役浅井一郎、後藤康史の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。これに伴いまして、本総会において監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	ごとう やす し 後藤康史 (1961年2月11日)	1987年4月 税理士事務所入所 1991年3月 後藤会計事務所開業(現任) 1996年4月 愛知学泉大学経営学部簿記会計学 非常勤講師 1999年4月 愛知学泉大学経営学部税法非常勤講師 2016年12月 当社社外監査役(現任) [重要な兼職の状況] 後藤会計事務所 所長	一株
2	※ つばきりゅう じ ろう 椿隆二郎 (1957年11月13日)	1982年4月 株式会社協和銀行 (現 株式会社りそな銀行) 入行 2005年6月 ウシオライティング株式会社 取締役執行役員 2013年4月 ウシオライティング株式会社 取締役専務執行役員 2015年4月 マックスレイ株式会社 [合併後(現:ウシオライティング株式会社)] 代表取締役社長 2017年4月 ウシオライティング株式会社 代表取締役社長 2019年9月 エイテックス株式会社 代表取締役社長(現任) [重要な兼職の状況] エイテックス株式会社 代表取締役社長	一株

(注) 1. ※は新任候補者であります。

2. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

3. 後藤康史、椿隆二郎の両氏は社外監査役候補者であります。

4. 社外監査役候補者とした理由

(1) 後藤康史氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、税理士としての専門的見地と豊富な学識から適切な監査をいただくことができるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

尚、同氏は当社監査役に就任後4年経過しております。

- (2) 椿隆二郎氏は、金融及び企業経営における豊富な経験・識見を活かして、幅広い見地から当社の経営全般に的確な意見をいただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

5. 責任限定契約について

当社は後藤康史氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく社外監査役の責任の限度額は、金1,000千円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い金額となります。当社は、本定時株主総会において、後藤康史氏が再任され、椿隆二郎氏が選任された場合、両氏との間で本契約を継続或いは新たに締結する予定であります。

6. 独立役員について

当社は、後藤康史氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。後藤康史氏が再任され、椿隆二郎氏が選任された場合、両氏を独立役員とする予定であります。

#### 第4号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役は6名および監査役は3名ですが、支給対象者である取締役3名（株式会社セントラルパートナーズ代表取締役を兼務する1名、社外取締役2名を除く）および監査役1名（社外監査役2名を除く）に対し、当期の功労に報いるため、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額45,600,000円（取締役42,300,000円、監査役3,300,000円）を支給することにつきご承認をお願いしたいと存じます。

なお、各取締役に対する金額および支給の時期等につきましては、取締役会の決議にご一任願いたいと存じます。また、監査役分につきましては、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

本議案につきましては、来期より年俸制に移行予定のため、来期以降付議しない予定であります。

## 第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2015年12月17日開催の第25回定時株主総会において年額3億円以内としてご承認をいただいております。また、当社の監査役の報酬は、1999年1月31日開催の第8回定時株主総会において年額2,400万円以内としてご承認をいただき、今日に至っておりますが、当社および子会社の業容の拡大と改訂コーポレートガバナンスコードへの対応に伴い、取締役の増員等を行うため、諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額3億5千万円以内(うち社外取締役7千万円以内)と改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役に対する、各々の報酬額につきましては、当社の取締役会において決定することといたします。

現在の取締役の員数は6名(うち社外取締役2名)ですが、第2号議案「取締役8名選任の件」を原案どおりご承認いただけますと、取締役の員数は2名増員して8名(うち社外取締役3名)となります。

また、経済情勢が大きく変動したことや、経営環境の変化に伴い監査役の責務が増大したこと、役員賞与の支給方法の変更等諸般の事情を考慮して、監査役の報酬額を年額5千万円以内といたしたく改定をお願いするものであります。

現在の監査役の員数は3名であり、第3号議案「監査役2名選任の件」が原案どおり承認可決されましても、監査役の員数に変更はありません。

なお、監査役に対する、各々の報酬額につきましては、監査役の協議により決定することといたします。

## 第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を任期満了により退任されます田川正彦、小島浩司の両氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法は取締役会の決議にご一任いただきたいと存じます。

退任取締役の略歴は次の通りであります。

氏名 (生年月日)	略歴
たがわまさひこ 田川正彦	2002年1月 当社 取締役 2009年12月 当社 常務取締役(現任)
こじまこうじ 小島浩司	2013年12月 当社 社外取締役(現任)

以上

## 〔インターネットによる議決権行使のためのシステム環境等について〕

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境等が必要です。

- (1) インターネットにアクセスできること。
- (2) 画面の解像度が横800×縦600ドット(SVGA)以上であること。
- (3) パソコンを用いて議決権行使をされる場合は、ウェブブラウザおよびPDFビューアがインストールされていること（以下の組み合わせで動作確認をしています）。

OS	Webブラウザ	PDFビューア
Microsoft Windows 7	Internet Explorer 11 (32bit版)	Adobe Reader XI
Microsoft Windows 8.1	Internet Explorer 11 (32bit版)	Adobe Reader XI
Microsoft Windows 10	Internet Explorer 11 (32bit版)	Adobe Acrobat Reader DC

(Microsoft, WindowsおよびInternet Explorerは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。)

(Adobe, AcrobatおよびReaderは、Adobe Systems Incorporated (アドビシステム社)の米国およびその他の国における登録商標または商標です。)

- (4) 携帯電話を用いて議決権行使をされる場合は、使用する機種が、128bitSSL通信(暗号化通信)が可能な機種であること。  
(セキュリティ確保のため、128bitSSL通信が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。)
- (5) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主様のご負担となります。

[議決権行使ウェブサイトアクセス用QRコード]



※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して左の「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

※QRコードは(株)デンソーウエーブの登録商標です。

## 《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行(株)代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル

【専用ダイヤル】☎ 0120-707-743 (フリーダイヤル)

【受付時間】午前9時から午後9時まで(土曜日・日曜日・祝日も受付)





